**越境に関する覚書**

土地の表示 甲土地

乙土地

甲土地の所有者（以下、「甲」という。）と乙土地の所有は（以下、「乙」という。）は、それぞれ所有する土地境界上における構造物の越境（以下、「越境物」という。）について下記のとおり合意し、覚書（以下、「本覚書」という。）を締結する。

1. 甲・乙は、別紙越境物確認資料のとおり、甲所有の擁壁の一部が甲土地から乙土地へ越境していることを確認した。
2. 甲は、越境物について越境物が存在するかぎりにおいて、現状のまま使用することを承認する。
3. 乙は、自己が所有する越境物について、将来、撤去・建て替え等を実施する場合は、越境物を撤去のうえ越境状態を解消するものとし、当該越境部分にかかる相手方土地について、所有権その他の権利を主張しない。
4. 甲・乙は、それぞれ甲土地、乙土地を第三者に譲渡する場合は、当該譲受人に対して本覚書の自己の地位を承継させるものとする。
5. 本覚書は双方の越境物が撤去された時点をもって終了するものとする。
6. 本覚書に定めのない事項および解釈、疑義が生じた場合においては、甲・乙の間において誠意をもって協議を行い決定する。

本覚書締結の証として、本覚書２通を作成し、甲・乙記名押印の上、各１通をそれぞれ保管する。

令和　　年　　月　　日

1. 住所

氏名

1. 住所

氏名